

平成19年のすけとうだら、まさば及びごまさば、ずわいがにに係るTAC（漁獲可能量）の期中改定について、3月7日、水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申され、同日付けで、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更を行った。

すけとうだら19年TAC（漁獲可能量）及び大臣管理量の変更

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量（トン）
すけとうだら	平成19年4月～ 平成20年3月	(219,000) <u>221,000</u>
		大臣管理量 (130,000) <u>132,000</u>
		〔操業区域〕
		日本海 14,000
		オホーツク (24,000) <u>26,000</u>
		太平洋 92,000

* 上段かっこ書きは変更前

まさば及びごまさばの知事管理量の変更

第1種特定海洋生物資源	管理期間	大臣/知事管理量（トン）
まさば及び ごまさば	7月～6月	(11,000) 鹿児島県知事管理量 13,000

* 上段かっこ書きは変更前

ずわいがにの大臣管理量及び知事管理量の変更

第1種特定海洋生物資源	管理期間	大臣/知事管理量（トン）
19年TAC ずわいがに 7,224 トン	7月～6月	A海域 大臣管理量 (4,243) (日本海西部) 4,580
		富山県知事管理量 (36) 41
		石川県知事管理量 (397) 447
		B海域 山形県知事管理量 (24) (日本海北部) 32

* 上段かっこ書きは変更前